

報 告

保育所看護職者の専門職として期待される
保育保健活動と役割行動の現状遠藤 幸子¹⁾, 大西 文子¹⁾, 川島 美保²⁾

〔論文要旨〕

本研究は、保育所看護職者が、1) 専門職としての保育保健活動、2) 専門職として期待される保育保健活動、3) 保育士や子どもの保護者から専門職として期待される保育保健活動、4) 専門職としての役割行動、をそれぞれどのように捉えているのかを明らかにすることを目的とし、A 県内公立認可保育所に勤務する看護職 7 名を対象に半構造的面接法を用いた質的記述的研究を実施した。結果は、保育所看護職者は専門職としての保育保健活動を【保育保健活動における不明瞭な保育所看護職者の役割】と捉え、【虐待および発達障がい児への関わりへの不十分さ】を実感し、【勤務体制における対応や相談および助言の困難】を抱きながらも【役割行動への意欲】を持っていた。専門職として期待される保育保健活動を【安全管理】、【子どもと職員の健康管理】、【保育士と保護者への専門性を活かした対応】と捉え、保育士からは【医療を要する子どもへの対応時に頼りにされる存在】、子どもからは【信頼されかつ子ども目線による保健指導】、保護者からは【母親が安心できる関わり】、を期待されていると捉えていた。そして、その期待に対する専門性を活かした役割行動の現状は【保育士を中心とした専門職との専門的知識や技術の相互作用を活かした実践】、【保育所看護職者同士による保育保健活動の充実】、【専門的知識の修得および自己研鑽】、【保育士の保育業務専念のための支援】であることが明らかとなった。

Key words : 役割行動 (担当), 役割期待, 保育所看護職, 職務

I. はじめに

近年の保育所入所において、保育所利用者数は 0 ～ 2 歳の乳児保育対象児が増加し、とりわけ 0 歳児の入所が著しく¹⁾、アレルギー疾患や慢性疾患²⁾、発達障がい等の医療的配慮が必要な子どもが増加している。さらに、小児在宅医療の推進により、医療的ケアを要する子どもの受け入れも増している³⁾。そのため、子どもや保護者の個別性を重視した保育保健活動が求められる。保育所では入所している個々の子どもの健康状態に即した健康の保持増進や危機管理、臨機応変な対応が必要であるとともに、医療および保健、社会福祉等の専門分野の専門性を活かした保育保健活動が必

要である。そして、保育保健ニーズの多様化に応じて、子どもの健康および安全を基盤とした保育所看護職者の専門性を活かした役割行動が求められる⁴⁾。

しかし、全国調査の結果では保育所の看護職配置は 29.7% であり、保育所看護職者の充足率は低い⁵⁾。また、保育士定員内の配置やパート職や巡回による勤務であり、専従で継続した遂行ではない。保育所利用率の上昇や延長保育や休日保育担当の特別保育を含め保育ニーズが高まる中、保育所看護職者がより専門職として質の高い保健活動が必要不可欠と考える。

そこで本研究では、1) 保育所看護職者は専門職としての保育保健活動をどのように捉えているのか、2) 保育所看護職者は専門職として期待される保育保健活

The Current State of Expectations Regarding the Duties and Practices of Professional Nursery Nurses

[2964]

Sachiko ENDO, Fumiko ONISHI, Miho KAWASHIMA

受付 17.10.10

1) 日本赤十字豊田看護大学 (研究職 / 教育・看護職)

採用 18. 8.20

2) 元 日本赤十字豊田看護大学 (研究職 / 教育・看護職)

動をどのように捉えているのか、また、3) 保育士や子どもの保護者から専門職として期待される保育保健活動をどのように捉えているのか、4) 保育所看護職者は専門職としての役割行動をどのように捉えているのか、を明らかにすることを目的とした。

II. 用語の定義

保育所看護職者：公立保育所、私立保育所、認定こども園に勤務する看護職者（保健師資格を有する場合も含む）とする。

保育保健活動：本研究では、「保育所における保健活動16項目」（社会福祉法人 日本保育協会）を基本とし、子どもの心身の健康と安全を重んじた保健活動全般とする（但し、保育園児の保育活動は含まない）。

役割行動：保育所看護職者が専門職として、また保育士や保護者から期待される保育保健活動に対する行動とする。

役割期待：専門職として、また保育士や子どもの保護者から期待される保育保健活動とする。

役割葛藤：保育所看護職者が専門職としての役割期待を果たすために行動する際、役割行動上困難に感じることとする。

III. 研究方法

1. 研究フィールド

A 県内の中核市で、企業数に従い人口密度が上位の2都市の公立認可保育所とした。

2. 研究参加者

A 県内の公立認可保育所勤務の経験年数が2年以上の保育所看護職者7人を研究対象とした。

3. 研究方法

A 県内の公立認可保育所を管轄する市役所担当者宛てに研究目的・意義、研究方法などの説明を文書で示して研究依頼を行い、研究の承諾後研究参加者の紹介を得た。なお、研究参加者全員に個別に連絡を取る機会を得た。その後、本研究の目的や方法等口頭で説明し、自由意思によって研究参加に同意を得られた者を研究参加者とした。

4. データ収集期間

平成27年10～11月。

5. データ収集方法

半構造的面接法を用いたインタビューによる質的記述的研究を実施した。インタビューは目的の1)～4)に沿って実施した。

6. 分析方法

結果は、得られた語りより逐語録を作成し、フィールドノートとともに逐語録を精読し、意味ある文脈をコード化した。内容の共通性や差異性に着目して個別分析の後、統合分析によりサブカテゴリー、カテゴリーの分析過程を経てコアカテゴリーを抽出した。データの解釈や分析過程の信頼性と妥当性の確保については、小児看護学領域の経験豊富なスーパーバイズを受け、データの分析過程における主観的捉え方や解釈を排除し、より客観性を高めることに努めた。

7. 倫理的配慮

日本赤十字豊田看護大学研究倫理委員会の承認（承認番号2703号）を得て実施した。A 県内中核市である2都市の市役所保育課の保育所長に対して、研究の目的、方法、倫理的配慮について十分に説明し承諾を得た。なお、研究に協力しないことによって、不利益な対応を受けることはないことを伝えた。研究参加者の希望に合わせて日時を決め、場所はプライバシーが確保できる個室とした。また、インタビューによって得た情報は、本研究の目的以外には使用せず、匿名性を保持してプライバシーを保護すること、研究の成果は学会発表など公表することがあるが、個人を特定されることのないように配慮することを保証した。

IV. 結 果

1. 研究参加者の概要

研究参加者7人の概要は表1に示す。研究参加者7人は、A 県内公立認可保育所で保育保健活動に従事している看護職者で、7人中3人が保育園に専従し、4人が他の保育所を定期的に巡回する兼務である。また、全ての研究参加者はパート雇用形態で、勤務時間は1日5～7.5時間、1週間に3～5日の勤務であった。全員女性で保育所勤務経験は4～36年で、平均年数は11.7年であり、小児看護経験者は1人であった。

7人の個人分析を元に統合分析を行った。結果は表2～5で示す。なお、カテゴリーの符号は、コアカテゴリーを【 】, カテゴリーを《 》, サブカテゴリー

表1 研究参加者の属性

	勤務形態	職歴（経験年数）	保育所看護実践のきっかけ	医療的ケアを要する児の受け入れの有無	保育所での医療的ケアおよび処置	インタビュー所要時間
A	複数の保育所兼務パート職	病棟1年・医院1年 保育所看護9年	園長紹介	なし		55分
B	一つの保育所専従パート職	病棟10年 保健センター3年 保育所看護4年	広報	なし	エピペン預かり アレルギー薬預かり 内服（臨時）与薬	48分
C	複数の保育所兼務パート職	病棟4年・外来4.5年 養護学校9年 保育所看護7年	広報	あり	導尿・吸引・経管栄養 内服（臨時）	55分
D	複数の保育所兼務パート職	病棟（小児看護）8年 訪問看護（高齢者）7年 保育所看護7年	ホームページ	なし	内服（臨時） 食物アレルギー対応	1時間8分
E	一つの保育所専従パート職	病棟3年・外来4年 保育所看護36年	広報	あり	経管栄養 鼻腔口腔吸引	57分
F	複数の保育所兼務パート職	病棟8年・外来1年 訪問看護1年 保育所看護12年	紹介	なし		56分
G	一つの保育所専従パート職	病棟5年・外来5年 医院2年・訪問看護7年 保育所看護7年	広報	あり	急性腎炎・アレルギー性紫 斑病・食物アレルギー・ゼ ん息・てんかん・熱性けい れん・内服（定期・臨時）	1時間5分

を< >, コードを〔 〕で表す。

2. 保育所看護職者が捉える専門職としての保育保健活動の現状

保育所看護職者は専門職としての保育保健活動をどのように捉えているかについて、コアカテゴリー4、カテゴリー12、サブカテゴリー20を抽出した（表2）。

保育所看護職者は、《保育所看護職者の役割が十分に果たしているかわからない》や< 嘱託医との連携や職員の健康管理はできていない >ことから、【保育保健活動における不明瞭な保育所看護職者の役割】に加えて、< 虐待の疑いのある子どもに保育所看護職者としてアプローチしたいが介入できていない >ことや〔子どもの発達相談には園長と児童相談所が関わり保育所看護職者は関与していない〕ことから【虐待および発達障がい児への関わりの不十分さ】と捉えていた。また、< 保育所看護職者の勤務時間により保育士、保護者への対応に影響する >ことや〔巡回する保育所では日常的な子どもの一貫した健康状態を把握しづらい〕状況から、継続した健康管理をすることに支障があり、保育士や保護者への対応が勤務時間内に果たせず【勤務体制における対応や相談および助言の困難】と捉え、使用制限があるために薬が使えない等、〔病気やけがの対応に規制がありもどかしい〕と実感していた。一方で、《保育所看護職者の保育保健活動が受

容され誇らしい》、《保育所看護職者が継続して勤務できるよう役割を位置づけし引き継ぎたい》等から、保育保健活動に対する【役割行動への意欲】を持ち、専門職としての活動に前向きな姿が明らかとなった。

3. 保育所看護職者が捉える専門職として期待される保育保健活動

保育所看護職者は専門職として期待される保育保健活動をどのように捉えているかについて、コアカテゴリー3、カテゴリー5、サブカテゴリー12を抽出した（表3）。

専門職として期待される保育保健活動は、< 子どもの安全管理をする >、< 感染症予防および感染拡大予防のために定期的に対策を指導する >等を【安全管理】と捉えていた。【子どもと職員の健康管理】では、〔慢性疾患をもつ子どもには適切な対応をする〕ことなど< 看護専門職として病状や状況により判断し対応をする >必要があると捉えていた。

そして、保育士に対して、〔てんかん発作時の対応をわかりやすく説明する〕こと、〔喘息の症状のある子どもに呼吸の観察や呼吸の仕方を指導する〕など急病時や受傷時に〔保育士に正しい処置方法を指導する〕ことや〔保育士の相談に応じる〕こと、保護者の相談に対して< 保護者の意思を尊重した実践的な指導をする >ことや< 必要時保護者に対し個別に指導する >

表2 保育所看護職者が捉える専門職としての保育保健活動の現状

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
保育保健活動における不明瞭な保育所看護職者の役割	保育所看護職者は保育所保育指針を知らない	保育所看護職者は保育所保育指針を知らない	保育所看護職者は保育所保育指針を知らない
	保育所看護職者は保育所保育指針の詳細を知らない	保育所看護職者は保育所保育指針の詳細を知らない	保育所看護職者は保育所保育指針の詳細を知らない
	保育保健活動における保育所看護職者の役割が不明確である	保育保健活動における具体的な保育所看護職者の役割が不明確である	保育保健活動における保育所看護職者の役割が不明確である
			保育所保育指針における保育所看護職者の役割がわかりにくい具体的な保健活動の指針がほしい
			採用時期により保育所看護職者の保健活動の内容がわかりづらい
	保育所看護職者の役割が十分に果たせているかわからない	保育所保育指針における保育所看護職者の専門職としての保健活動ができていないかわからない	保育所保育指針における保育所看護職者の専門職としての保健活動ができていないかわからない
		嘱託医との連携や職員の健康管理はできていない	保育所看護職者は積極的に嘱託医との連携はとっていない 職員の健康管理はしていない
	保育計画および保育保健活動は統一せず保育所により異なる	保育所看護職者が保健計画や保健だよりを作るかどうかは保育所により異なり統一していない	保育課作成の保健計画を元に保健活動のみを実践する
			期間の兼ね合いで個別に保健計画を立てる
			保育所看護職者が保健計画や保健だよりを作るかどうかは保育所により異なる
虐待および発達障がい児への関わりが不十分	虐待および発達障がい児への関わりは十分でない	虐待の疑いのある子どもに保育所看護職者としてアプローチしたいが介入できていない	虐待の疑いのある子どもの早期発見により対応につながる 保育所看護職者から虐待にアプローチしたいが介入できない
		発達障がい児への関わりができていない	子どもの発達相談には園長と児童相談所が関わり保育所看護職者は関与していない 発達障がい児への関わりができていない
勤務体制における対応や相談および助言の困難	保健活動の基準があり対応に規制があるためもどかしい	保健活動の基準があり対応に規制があるためもどかしい	保健活動は保育所看護職者不在の保育所に基準を合わせる 病気やけがの対応に規制がありもどかしい
	保育所看護職者の勤務時間により適切な対応が難しい	保育所看護職者の勤務時間により保育士、保護者への対応に影響する	保育所看護職者の勤務時間により保護者に会えない 毎日の母親との関わりによって信頼関係が成立しやりにくいにつながる 保育所看護職者不在中のアクシデントには保育士が対応している
		保育所看護職者不在により子どもの体調不良時に対応できない	保育所看護職者不在により子どもの体調不良時に対応できない
		巡回する保育所では健康状態を把握しづらい	毎日勤務ではない場合健康状態や成長発達の変化を把握できない 巡回する保育所では日常的な子どもの一貫した健康状態が把握しづらい
	保育所看護職者一人の職場のため相談できず、保育士に助言しづらい	保育所看護職者一人の職場のため相談できず判断に困る 保育士の援助方法が気になっても助言しづらい	保育所看護職者一人の職場のため相談できず判断に困る 保育士の援助方法が気になっても助言しづらい
	マンパワー不足は保育保健活動の充実に影響する	医療的ケアができる保育所看護職者が不足しているために統合保育ができない	医療的ケアの必要な子どもの保育所通所は保育所看護職者の存在で可能と考える 医療的ケアにおいて保育所看護職者が不足している
		長期間勤務の職員は少ないが継続した勤務が望ましい	長期間勤務の職員は少ないが継続した勤務が望ましい
役割行動への意欲	保育所看護職者の保育保健活動が受容され誇らしい	保育所看護職者による保健活動が受容され誇らしい	保健活動における意見が受け入れやすくなっている 保育士から相談されると誇らしい
	保育所看護職者が継続して勤務できるよう役割を位置づけし引き継ぎたい	保育所看護職者の職場での位置づけと担当および役割が確立していない	保育所看護職者の職場での位置づけと担当および役割が確立していない
		保育所看護職者が継続して勤務できるよう役割を位置づけし引き継ぎたい	後継の保育所看護職者には役割を位置づけし引き継ぎたい
		保育保健活動における医療的ケアの充実は保育所看護職者の就業意欲につながる	保育保健活動における医療的ケアの充実は保育所看護職者の就業意欲につながる

表3 保育所看護職者が捉える専門職として期待される保育保健活動

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
安全管理	感染症予防対策をする	感染症予防および感染拡大予防のために定期的に対策を指導する	感染拡大を予防するための対応を徹底する
			感染症サーベイランスを活用し感染症情報に早急な対応の努力をする
			嘔吐や下痢便の処理方法を指導する
			保育士に感染予防の指導をする
	子どもや保育所の安全管理をする	子どもの安全管理をする	子どもの安全管理をする
		保育所の安全管理をする	保育所の安全管理をする
子どもと職員の健康管理	子どもや職員の健康管理をする	子どもの健康管理をする	子どもの健康状態の把握をする
			子どもの発育状態を管理する
		子どもの発育の管理をする	肢体不自由児の発育を見る
			子どもの身体測定と発育評価をする
			子どもの病気、けがの対応をする
		病気、けがの対応をする	てんかんをもつ子どもへの適切な対応をする
			喘息の症状のある子どもへの対応をする
			職員の健康管理をする
		職員の健康管理をする	職員の精神的サポートをする
			看護専門職として病状や状況により判断し対応をする
保育士と保護者への専門性を活かした対応	保育士に保健学的助言をする	保育士に保健学的助言をする	看護専門職として適切な判断をする
			子どもの受傷時には病院に同行する
			慢性疾患をもつ子どもには適切な対応をする
			保育士に正しい処置方法を指導する
			保育士に指導をする
			保育士に病気時の対応の指導をする
			不慮の事故の際の保育士への対応をする
			てんかん発作時の対応をわかりやすく説明する
	保護者に必要時専門的な指導をする	保護者の意思を尊重した実践的な指導をする	喘息の症状のある子どもに呼吸の観察や呼吸の仕方を指導する
			保育士の相談に応じる
			保護者の相談に応じる
			保護者への対応をする
			保護者に服薬やけがの処置について指導をする
			保護者に病気時の対応の指導をする
			母親の考えや実践方法を尊重し自尊心を傷つけない指導が重要である
			保健指導に関して保護者の関心度の低さを実感する
	必要時保護者に対し個別に指導する	必要時保護者に対し個別に指導する	予防接種未接種の場合必要時個別に指導する
			予防接種未接種の場合個別に促し効果がある
			母親に3歳児健診の受診を促す

こと等、【保育士と保護者への専門性を活かした対応】をすることが専門職としての保育保健活動と捉えていた。

4. 保育所看護職者が捉える保育士や保護者から期待される保育保健活動

保育士や子どもの保護者から専門職として期待される保育保健活動をどのように捉えているのかについて、コアカテゴリー3、カテゴリー5、サブカテゴリー8を抽出した(表4)。

保育所看護職者は慢性疾患をもつ子どもへの対応では、〔子どもの受傷時、病気時の対応では頼られ感謝される〕と感じ、〔説得力のある説明により保育所看護職者が保護者へ連絡する〕ことから「医療的専門知識をもつ保育所看護職者が期待されている」と捉え、〔母親不在時に保育所看護職者中心に医療的ケアを行う〕ことで「保育所看護職者の存在で医療的ケアの必要な子どもの保育が可能になる」と捉え、【医療を要する子どもへの対応時に頼りにされる存在】であると認識していた。また、子どもへの対応は、〔子ども

表4 保育所看護職者が捉える保育士や保護者から期待される保育保健活動

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
医療を要する子どもへの対応時に頼りにされる存在	医療的専門知識をもつ保育所看護職者は期待されている	保育所での保育所看護職者の存在は頼りにされ期待されている	子どもの受傷時、保育所看護職者の対応が安心感を与える
			子どもの受傷時、病気時の対応では頼られ感謝される
			保育所での保育所看護職者の存在に期待されている
		保育所看護職者の専門性を活かした説明をする	説得力のある説明により保育所看護職者が保護者へ連絡する
	保育士は保育所看護職者の説得力ある説明を望んでいる		
保育所看護職者の存在で医療的ケアの必要な子どもの保育が可能になる	医療的ケアの必要な子どもの保育は保育所看護職者がいれば可能である	医療的ケアの必要な子どもの保育所通所は保育所看護職者の存在で可能と考える	
		母親不在時に保育所看護職者中心に医療的ケアを行う	
信頼されかつ子ども目線による保健指導	子どもが喜ぶ保健指導をする	子どもが喜ぶよう工夫して保健指導をする	外遊びができない時の子どもへの保健指導をする
			子どもが喜び、興味を持てるように工夫した保健指導を行う
		子どもへの衛生指導をする	子どもに歯科指導をする
			子どもに手洗い指導をする
	子どもとの信頼関係を築く	子どもと関わるために信頼関係を築く	子どもとのコミュニケーションは大切である
			子どもと保育所看護職者の信頼関係がよければ適切な対応ができる
母親が安心できる関わり	母親の思いを大切にしながら安心できる関わりをする	母親の思いを大切にしながら関わる	発達に遅れのある子どもの受診をためらう母親の思いを大切に対応する
			母親だけの時間を持たせたい
			母親の考えや実践方法を尊重し自尊心を傷つけない指導が重要である
		母親の不安に共感し安心できるサポートをする	母親は徐々に先の見えない将来への不安を抱く
			保護者は子どもの将来の見通しと共感できる仲間によって安心できる
			母親が安心できるような関わりをする
			急な子どもの発病に不安な保育士を励ます

が喜び、興味を持てるように工夫した保健指導を行う〕ことで《子どもが喜ぶ保健指導をする》こと、《子どもとの信頼関係を築く》ために〔子どもとのコミュニケーションは大切である〕とし、子どもに【信頼されかつ子ども目線による保健指導】が期待されていると捉えていた。そして、障がいをもつ子どもや、〔発達に遅れのある子どもの受診をためらう母親の思いを大切に対応する〕ことや〔母親の考えや実践方法を尊重し自尊心を傷つけない指導が重要である〕ことから＜母親の思いを大切にしながら関わる＞こと、＜母親の不安に共感し安心できるサポートをする＞ことで、【母親が安心できる関わり】をすることが保護者から期待

される保育保健活動と捉えていた。

5. 保育所看護職者が捉える専門職としての役割行動

保育所看護職者は専門職としての役割行動をどのように捉えているのかについて、コアカテゴリー4、カテゴリー8、サブカテゴリー22を抽出した(表5)。

保育所看護職者は期待を果たすため、例えば、〔心臓疾患手術後の子どもに個別のマニュアルを作成する〕ことで《個人の特性に応じた指導に活用する》ことや、〔保育士に危機管理の必要性を指導する〕ことで＜保育士がより実践的に活動できるように指導する＞ことから、《保育士が主体的に動けるように働き

表5 保育所看護職者が捉える専門職としての役割行動

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー	コード
保育士を中心とした専門職との専門的知識や技術の相互作用を活かした実践	個人の特性に応じた指導に活用する	必要時随時個別の保健マニュアルを作成する	必要時随時個別の保健マニュアルを作成する 誤食しないように工夫する
		疾患をもつ子どものマニュアルは個別に作成する	アレルギーや熱性けいれんのある子どもに個別のマニュアルを作成する 心臓疾患手術後の子どもに個別のマニュアルを作成する
		保育士が主体でマニュアルを作成してもらう	マニュアル作成において保育士の相談に応じる 保健マニュアルは保育士に作成してもらう
	保育士が主体的に動けるように働きかける	保育士がより実践的に活動できるように指導する	保育士が保護者に行う保育保健活動を指導する。 保育士に危機管理の必要性を指導する
			心臓疾患手術後の子どもが入所する前に個別のマニュアルを作成する
			心臓疾患手術後の子どもの入所前に基礎救命講習を保育所内で行う
	職員間で共有する	職員間で共有するためにデモンストレーションをする	職員間で共有するためにデモンストレーションをする
		アレルギー疾患の対応には「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を活用する	アレルギー疾患の対応には「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を活用する
		保育保健活動の充実のために支援方法を工夫している	保育士に対して積極的にデモンストレーションに参加してもらう 保育保健活動における衛生面の充実のために支援方法を工夫する
			アレルギーのある子どもへの対応のため研修を受け、職員への指導を行っている
	子どもと保護者への対応について他職種と連携する	個別対応のために専門職と調整する	心臓疾患手術後の子どもの入所前に保護者、園長、担任と共に主治医から説明を受け個別用のマニュアルを作成する 除去食の確認をするため園長とともに主治医と対応の確認をする
			肢体不自由児は地域との交流を促す
		保護者への対応のため専門職と調整する	保護者には保育士と情報交換し対応する
		園長に確認・許可を得る	保護者への対応のために嘱託医、臨床心理士と調整する
		専門機関を紹介する	責任者の園長に処置や対応の確認・許可を得る 専門機関の紹介をする
	保育所看護職者、保育士の専門的知識や技術の相互作用を活かす	保育所看護職者、保育士の専門的知識や技術の相互作用を活かす	保育所看護職者と保育士の専門性が必要である 子どもは保育所看護職者と保育士双方でみる 保育所看護職者、保育士の専門的知識や技術の相互作用を活かす
保育所看護職者同士による保育保健活動の充実	保育所看護職者同士で検討会を活用し保健活動を充実させている	保育所看護職者間の交流により信頼関係を構築する	保育所看護職者間の交流により保育所看護職者の定着につながっている チームワークを良好にし仕事を継続するためには保育所看護職者間の信頼関係を構築する 定期的に保育所看護職者の会に参加する
			保育所看護職者は検討会を活用し保健活動を充実させている 市内の保育所看護職者の会で情報交換をする
			検討会で情報の報告や情報交換をする 保育所看護職者間で作成したマニュアルについて意見交換をする 保健情報を敏感にキャッチして保健活動に活かす 発達障がい児について保育士と情報交換する
		保育所看護職者同士で基準を作成する	保育所看護職者の会で安全管理に関する基準を作成する 全保育所で統一したアレルギー対策はマニュアルを作成し活用する 保育所看護職者の会で統一した対応をする
			勤務しながら病気や発達を勉強する 適切な指導をするために参考書を常時活用する
			保育所に保育所看護職者不在期間があり保健活動の伝達が困難なため自己学習が必要である 学習や研修の参加による自己研鑽を重ねている 保育保健活動に関しては自己学習を重ねる 自己研鑽を重ねている
			保育所看護職者および保育に携わる職種は講習会や研修を受講している 定期的に講習会や研修を受講する
			保育所看護職者として着任後研修を受ける 緊急時対応の指導のために定期的に救命救急講座を受講している
保育士の保育業務専念のための支援	保育士が保育に専念できるような支援的役割がある	保育士が不安なく保育に専念できるための支援的役割がある	急な子どもの発病に不安な保育士を励ます 保育士に不安なく保育に専念してもらうための支援的役割がある
		保育士のサブ的な役割である	保育所や療養施設では保育士のサブ的な役割の担任である
		保育業務をサポートする	保育業務をサポートする 保育所看護職者の勤務により多忙な保育業務を手伝えないことが心苦しい
			看護業務がなければ雑事を行う
		看護業務がなければ雑事を行う	看護業務がなければ雑事を行う

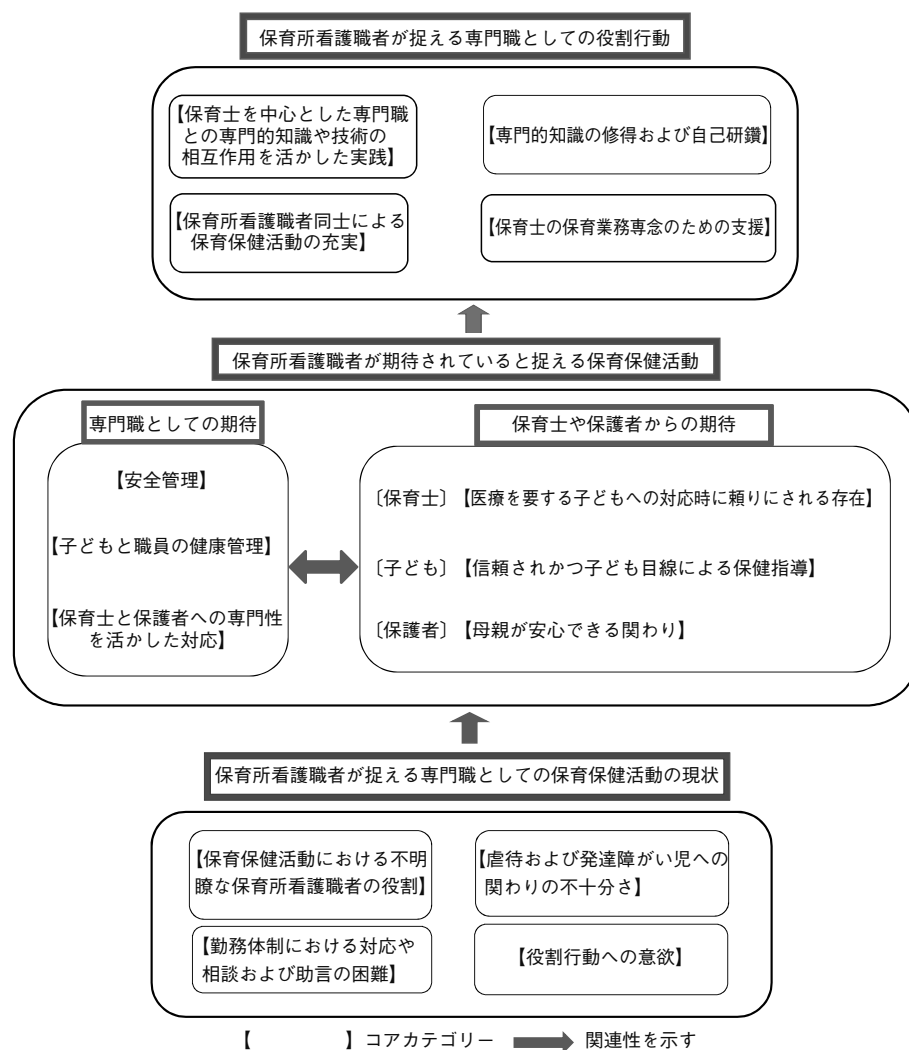


図 保育所看護職者が捉える役割期待と役割行動からみた保育保健活動の現状

かける」ようにしていた。さらに「保育保健活動の充実のために支援方法を工夫している」等、【保育士を中心とした専門職との専門的知識や技術の相互作用を活かした実践】が行われていた。「個別対応のために専門職と調整する」ことや「保護者への対応のため専門職と調整する」こと、「専門機関を紹介する」ことで他職種と連携をとっていた。そして、保育所看護職者は、「保育所看護職者間の交流により信頼関係を構築する」ことや「保育所看護職者同士で情報交換をする」こと、「保育所看護職者同士で基準を作成する」ことによって、【保育所看護職者同士による保育保健活動の充実】が図られていた。さらに、保育士や保護者に専門的な対応を実践するために「学習や研修の参加による自己研鑽を重ねる」こと、保育士への緊急時の対応の指導や危機管理の指導を行うために「定期的に講習会や研修を受講する」ことなど【専門的知識の修得および自己研鑽】に努めていた。

6. 保育所看護職者が捉える保育保健活動の現状および期待される役割と役割行動

本研究結果より、図に保育所看護職者が捉える保育保健活動の現状および期待される役割と役割行動を示す。保育所看護職者は専門職としての保育保健活動の現状は【保育保健活動における不明瞭な保育所看護職者の役割】と捉え、【虐待および発達障がい児への関わりの不十分さ】を実感し、【勤務体制における対応や相談および助言の困難】を抱きながらも【役割行動への意欲】をもっていた。期待されていると捉える保育保健活動では、専門職としての期待は【安全管理】、【子どもと職員の健康管理】、【保育士と保護者への専門性を活かした対応】と捉えていた。保育士や保護者からの期待では、保育士からは【医療を要する子どもへの対応時に頼りにされる存在】、子どもからは【信頼されかつ子ども目線による保健指導】、保護者からは【母親が安心できる関わり】、と捉えていた。その

期待に対する専門性を活かした役割行動の現状は【保育士を中心とした専門職との専門的知識や技術の相互作用を活かした実践】、【保育所看護職者同士による保育保健活動の充実】、【専門的知識の修得および自己研鑽】、【保育士の保育業務専念のための支援】であることが明らかとなった。

V. 考 察

1. 保育所看護職者の捉える役割期待に対する役割行動の現状

本研究結果より、保育所看護職者が捉える専門職として期待される役割や保育士、保護者から期待される役割に対し医療の専門職として知識や技術を活かした実践や、特に保育士の保育業務専念のための支援こそ保育所看護職者の役割と捉え、専門的知識の修得および自己研鑽などによる自助努力により役割行動を果たしてきたと考える。先行研究では保育所看護職者が保育士の保育業務をサポートするという役割認識の報告はなかった。本研究による保育所看護職者の語りの中で初めて明らかとなった。このことから、保育の場では保育士が中心となって子どもの保育に関わることができる環境づくりのために、保育所看護職者は子どもの保育を支援する立場であると認識していると考えられた。

一方で、＜嘱託医との連携や職員の健康管理ができていない＞ことや〔子どもの発達相談には園長と児童相談所が関わり保育所看護職者は関与していない〕こと、さらに、＜虐待の疑いのある子どもに保育所看護職者としてアプローチしたいが介入できていない＞ことについては、巡回する勤務形態や勤務時間によって＜保育所看護職者が介入する機会がない＞ことから保育所看護職者が関与していないことが明らかとなった。また、嘱託医とは内科健診の際に関わる程度であり、他部門や多職種との調整や連携が図られていない現状が明らかとなった。梶らは、保育所と園医との連携の課題は保護者と園（園長）や園医および組織（地域医師会）であり、円滑な嘱託医（園医）との連携のためには園長が日常的に園の情報を園医に発信していくことが重要であると述べており⁶⁾、保育所においては健康と安全に関する最高責任者は園長であるため、園長と園医との連携は必要不可欠であると考え。本研究結果では、保育所看護職者には医療を要する子どもへの対応として期待されていることがわかった。そ

こで、保育所看護職者は、保育所における嘱託医の活動⁷⁾の理解を深めるとともに、園長が嘱託医と連携するために、医療を要する子どもにおける主治医の治療方針や疾患の留意点および必要な専門機関の情報提供を園長に行う必要があると考える。また、保育所看護職者は、子どもや保護者、園長や保育士に対して病気やけがの対応や健康維持増進のための保健指導などを行わなければならないと考える。

2. 保育所看護職者が捉える保育保健活動における役割葛藤

保育所看護職者による保育保健活動における役割行動上困難に感じること、すなわち、役割葛藤について、本研究結果では、〔採用時期により保育所看護職者の保健活動の内容がわかりづらい〕ことや〔保育所看護職者の役割が十分果たしているかわからない〕ことから、保育所看護職者は保育保健活動における役割が不明瞭と捉えていることがわかった。さらに、〔保健計画は保育課で統一しているが具体的な保健活動は保育所ごとに違う〕ために〔保育所保育指針における保育所看護職者の役割がわかりにくいいため具体的な保健活動の指針がほしい〕との要望も示された。採用時期が中途採用であったり、入職時のオリエンテーションの方法や内容が保育所により異なること、臨時雇用が多いことや入職時に具体的な役割提示がされていないことがわかった。上別府らは、保育保健の役割が多様化し、保育所長や保育士から看護職に求められる役割は広がっているものの、看護職者は保育保健に専門性を見出せないでいると述べ、看護職の業務が明確になっていないことを理由としていた³⁾。これらの結果より、保育所看護職者の具体的な役割の明確化について検討する必要があると考える。

一方、研究参加者の勤務形態は7人中1人が専従で、その他6人が兼務であり、全員パート雇用であり、兼務では複数の保育所を担当しながら巡回をするシステムであるため、〔巡回する保育所では日常的な子どもの一貫した健康状態が把握しづらい〕ことや〔突然のアクシデントに保育所看護職者が不在で対応できていない〕こと、保健活動の範囲がわからないことや〔保育所看護職者の勤務時間により保育士、保護者への対応に影響する〕ことから、継続した健康管理をすることに支障があり、保育士や保護者への対応が勤務時間内に果たせず勤務体制によっては専門的な対応や相談

および助言が困難と捉えていた。子どもの健康管理や体調不良時の対応、事故対応、疾患をもつ子どもへの対応や障がい児対応等は継続した健康管理や突然の病気やけがの対応、保護者へのタイムリーな対応に影響することが明らかとなり、阿久澤らの、勤務時間やクラス配置によって保護者との直接的な関わりがもてない⁸⁾との結果と同様であった。そして、医療に関わる保育保健活動について、使用制限があるために薬が使えない等、〔病気やけがの対応に規制がありもどかしい〕と実感していた。平成17年厚生労働省医政局（医政発第0726005号）の、「医師法第17条、歯科医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条の解釈について」によると、保育所における薬の使用は、医師や歯科医師の指示に基づく薬に限られることや保育所内での管理の徹底等があり、看護職員の保健指導・助言を遵守することが前提である。保育所看護職者が保育所に常勤として配置されることによって、子どもの病状の経過観察に基づき、必要な治療や処置がタイムリーに実施することが可能になると考える。保育所には慢性疾患をもつ子どもの増加から、継続した治療や処置が求められることが予測され、内服や点眼、湿布の貼付等、病気やけがに対する専門的な治療や処置を含めた健康管理について検討する必要があると考える。

以上のように、専門的役割が不明瞭で役割が果たしているかわからないことや与薬にも制限があることによるもどかしさ、勤務体制により対応や相談および助言への困難があると捉えていることから、7人の研究参加者の保育保健活動への捉え方や役割行動はさまざまであり役割葛藤の状況が示唆された。

3. 保育所看護職者の専門職としての役割行動と課題

本研究結果より、保育所看護職者は役割葛藤があるながらも役割行動への意欲をもち、表5に示すように自助努力により役割行動が実践されていた。

保育所看護職者は期待される専門職としての役割を認識したうえで、保育保健活動を担うことが重要である。本研究では、アレルギー疾患やてんかん、先天性心疾患等の疾患をもつ子どもへの保育所看護職者としての役割行動として、例えば先天性心疾患やアレルギー、熱性けいれんのある子どもに対して主治医や保護者と連携をとり、保育上留意すべきことをまとめて個別のマニュアルを作成していた。そして、保育士自身が適切な対応がとれるように、保育所看護職者は園

長、保育士、保護者との連絡・調整において生活上の留意点等の情報を共有し、処置や対応などの具体的な行動がとられていた。保育所における医療専門職として、看護職者は継続して一貫した健康管理や健康支援、保護者支援が重要であり、そのためには保育所看護職者が専従して役割を果たせるような勤務形態や職場環境の調整、保育所関連機関との協働が望まれる。

一方、平成30年4月より施行の「保育所保育指針解説書、第3章 健康及び安全」では、慢性疾患を有する子どもの保育に関して、かかりつけ医および保護者と連絡を密にし、予測し得る病状の変化や必要とされる保育の制限等全職員が共通理解する必要がある¹⁴⁾と示されている。本研究結果から、一部の保育所看護職者は指針に示されているような役割行動がとられていたが、ほとんどの保育所看護職者からは嘱託医とは健康診断の際に関わるのみであり、調理師や栄養士、保健所、児童相談所および地域の子育て支援センターとの連携については語られず、嘱託医を含む他職種との連携が十分図れていなかった。藤本によれば、保育所の嘱託医の具体的活動として、健康診断、保健安全計画の作成、保育士や保護者への相談・指導、感染症対策、環境・衛生管理の助言、基礎疾患や障がいをもつ子どもへの対応⁷⁾としているが、保育所看護職者との連携については触れていない。例えば、保育中の急な発病、思わぬ事故やけがなど不測の事態に遭遇した場合、保育所における安全な子どもの預かりや子どもの命を守るためのサポートができる体制等について、保育所看護職者は嘱託医と協働して整備しておく必要があると考える。

以上まとめると、保育所看護職者は専門的役割が不明瞭な中、非常勤雇用でいくつかの保育所を巡回し兼務しながらも専門的スキルを自己研鑽し、子どもの安全と保護者支援のための役割行動をとっていることがわかった。保育所の入所状況では慢性疾患をもつ子どもや医療的ケアを要する子どもが増加し⁹⁻¹³⁾、これらの子どもの急な体調の悪化や健康な子どもの急な病気や受傷時において、嘱託医との連携を強化し保育所内の全職員が対応できる体制が必要であると考えられる。そのため、保育所看護職者は保育所内の医療専門職として、保育所内の全職員が対応できるための支援として指導的な役割が求められるであろう。

本研究では、A県内2都市の行政における保育所看護職者の役割行動の現状を調査したのみであり、結

果には限界がある。また、先行研究においてもインタビュー調査や量的研究が行われてきたが、地域差や職場の環境、労働条件、人的環境等により相違があるため^{3,5,8)}、今後は保育所の組織や連携体制における保育所看護職者の専門的役割の在り方を明らかにするために、保育所看護職者におけるフィールド活動に関する観察調査の実施およびモデル事業等を行う必要があるのではないかと考える。

VI. 結 論

1. 保育所看護職者は専門職としての保育保健活動を【保育保健活動における不明瞭な保育所看護職者の役割】と捉え、【虐待および発達障がい児への関わりの不十分さ】を実感し、【勤務体制における対応や相談および助言の困難】を抱きながらも【役割行動への意欲】がうかがえた。
2. 保育所看護職者は専門職として期待される保育保健活動を【安全管理】、【子どもと職員の健康管理】、【保育士と保護者への専門性を活かした対応】と捉え、保育士からは【医療を要する子どもへの対応時に頼りにされる存在】、子どもからは【信頼されかつ子ども目線による保健指導】、保護者からは【母親が安心できる関わり】を期待されていると捉えていた。
3. 役割期待に対する専門性を活かした役割行動の現状は、【保育士を中心とした専門職との専門的知識や技術の相互作用を活かした実践】、【保育所看護職者同士による保育保健活動の充実】、【専門的知識の修得および自己研鑽】、【保育士の保育業務専念のための支援】であることが明らかとなった。
4. 保育所看護職者は保育保健活動における役割行動に対して意欲がみられる一方で、保育所看護職者における保育保健活動の具体的内容と範囲がわかりづらいこと、病気やけがの対応についての規制によるもどかしさや勤務形態や勤務時間による対応への影響など役割葛藤が明らかとなった。
5. 保育所看護職者の専門性を活かした保育保健活動における今後の課題は、1) 保育所看護職者の専門的役割の検討、2) 保育士と保育所看護職者の保育保健活動の共有、3) 保育所看護職者の勤務形態の検討、4) 嘱託医を含む保育所関連機関との連携であると考えられる。

謝 辞

本研究にご協力くださいました研究参加者の皆様、研究フィールドの関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

本研究は、2015年度日本赤十字豊田看護大学大学院修士論文に加筆・修正を加えたものであり、一部は第63回日本小児保健協会学術集会において発表した。

利益相反に関する開示事項はありません。

文 献

- 1) 厚生労働省, “平成28年度保育所等関連状況取りまとめ報告” <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135392.html> (平成29年5月7日)
- 2) 出野慶子, 大木伸子, 小泉 麗, 他. 慢性疾患をもつ幼児の集団生活における支援—保育園勤務の看護師への質問紙調査より—, 小児保健研究 2007; 66 (2): 346-351.
- 3) 上別府圭子, 多屋馨子, 門倉文子, 他. 平成21年度保育所の環境整備に関する調査研究報告書—保育所の人的環境としての看護師等の配置, 社会福祉法人日本保育協会, 2009.
- 4) 木村留美子, 棚町祐子, 田中沙季子, 他. 保育園看護職者の役割に関する実態調査(第1報)—保育園看護職者の役割遂行状況と看護職者に対する保育士・保護者の認識—, 小児保健研究 2006; 65 (5): 643-649.
- 5) 山本弘江, 西垣佳織, 宮崎博子, 他. 看護師等の配置に関する保育所長のニーズ—保育所の人的配置としての看護師等の配置—, 小児保健研究 2016; 75 (2): 236-241.
- 6) 梶 美保, 小池はるか, 野村豊樹, 他. 保育所と園医との連携の実態と課題, 保育と保健 2012; 19 (1): 29-34.
- 7) 藤本 保. 保育(所)園の園医(嘱託医)として, 小児科臨床 2011; 64増刊号: 1343-1346.
- 8) 阿久澤智恵子, 青柳千春, 金泉志保美, 他. 保育所看護職者の配置形態の違いによる保育保健活動の現状と課題, 桐生大学紀要 2013; 24: 17-23.
- 9) 金城やす子, 八田早恵子. 保育園における障害児や医療的ケア児の受け入れと課題—保育園看護職の配置との関連において—, 保育と保健 2014; 21 (1): 37-40.
- 10) 空田朋子. 保育所における医療的ケアが必要な子どもに対する支援の実態と保育所看護職の認識, 山口

県立大学学術情報 2014 ; (7) : 57-63.

- 11) 厚生労働省. “医療的ケアが必要な障害児への支援の充実に向けて” <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou.../0000180993.pdf>. (平成30年1月28日)
- 12) 厚生労働省. “慢性疾患を抱える子どもと家族への支援の在り方, 中間報告” <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/...att/2r9852000002ulcs.pdf>. (平成30年1月28日)
- 13) 大西文子, 神道那実, 増尾美帆. 社会復帰過程における慢性疾患をもつ子どもと家族の抱える問題と専門職種の支援—保護者のインタビューを中心として—. 日本小児看護学会誌 2014 ; 23 (3) : 26-33.
- 14) 厚生労働省編. 保育所保育指針解説書, 第3章 健康及び安全. 平成30年3月. p318.

[Summary]

Regarding professional nursery nurses, this study describes 1) professional child welfare practices, 2) expectations of professional child welfare practices, 3) the expectations of professional child welfare practices held by nursery school teachers and parents/guardians, and 4) professional behavior with the purpose of clarifying the perception of each by making use of semi-structured interviews of 7 nursery nurses practicing in nursery schools, licensed in a certain prefecture, to effect a qualitatively descriptive study.

The result was that, in considering professional child healthcare practices, these nursery nurses perceived [unclear role assignment regarding child healthcare prac-

tices], found [a lack of care regarding abuse and developmentally disabled children], experienced [difficulty in gaining a response as well as advice or counsel regarding labor and working hours], and had an [eagerness for a clear division of labor].

It was determined that prospective child healthcare practices must consider [safety management], [the health management of the children and staff], [a response which makes use of the expertise of nursery school teachers and parents/guardians], according to nursery school nurses [a dependence on the availability of medical care for children in need], regarding children [health guidance trustworthy from the child's standpoint], and according to parents/guardians [concerns that address the mothers' peace of mind]. So, regarding the present state of professional nursery nurse duties-making use of the expected level of expertise-this research clarifies [the implementation-with nursery nurses playing a special part-of the interaction between professional, specialized knowledge or skills], [a mutually-derived enhancement of nursery nurse practices by colleagues within the child healthcare profession], [acquisition of or devotion to specialized knowledge], and [support which allows for nursery nurses to give their undivided attention to their childcare duties].

[Key words]

role assignment, expectations, regarding the duties, nursery nurses